

令和8年6月不用物品の売却に関する仕様書
(普通特種自動車(消防車) 計7台)

会 計 室
担当 原・平本 222-3687

- 1 売却物品は、売却物品明細書のとおりとし、保管場所から契約業者が引き取ることとする。また、売却物品は現状引渡しとする。
- 2 売却物品は、バッテリーの性能が低下、その他不具合によりエンジンが掛からない場合がある。
- 3 売却物品の不良箇所等は別添を参照のこと。ただし、本仕様書作成時点で把握している参考情報であり、現状については現物で確認すること。
- 4 売却物品及び搬出方法の下見については、以下のとおりとするので、前日の17:00までに必ず以下の連絡先へ予約し、時間の指定を受け、指定された時間に下見場所へ来ること。予約のない業者及び指定された時間を厳守しない業者については、下見を断る場合がある。
なお、下見を行わずに入札に参加することは差し支えないが、電話等による売却物品の状態等に対する問合せは一切受け付けない。
 - (1) 下見期間
日程：令和8年5月15日(金)、18日(月)
時間：各日とも9:00～17:00(ただし、12:00～13:00を除く)
(※1業者につき40分以内)
 - (2) 下見場所
京都市消防活動総合センター
京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4
 - (3) 連絡先
京都市消防局 総務部施設課 (担当：石田・菱野)
電話番号：075-212-6647
- 5 本市が預託済みのリサイクル料金69,190円(7台分合計金額)については、契約業者が負担するものとし、売却代金とは別に納付すること。
- 6 消防局から納入通知書を発行するので、契約決定の日から令和8年6月30日(火)までに売却代金及びリサイクル料金を納入すること。
- 7 引取期間は、代金納入の確認ができた日から令和8年6月30日(火)までとする。期間内に必ず引取りを完了すること。
なお、引取りを完了したときには、京都市長宛ての受領書を必ず消防局の担当者に手渡すこと。
- 8 引取りに当たっては、事前に消防局に連絡したうえで、指示された時間・

場所で行うこととし、保管場所での業務の支障にならないよう十分注意すること。また、火災及び事故等についても十分注意すること。

- 9 引取った物品は、輸送中に部品等を落下させないように十分注意すること。
- 10 この契約の履行に際して発生した事故・負傷等に関して、京都市は一切の責任を負わない。
- 11 その他引取り作業の詳細については、会計室及び消防局の指示に従うこと。
- 12 売却物品を、再使用することなく廃車・処分する場合は、使用済自動車等の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）等の関係法令に基づき、適正な方法により速やかに処分すること。
- 13 契約の履行に当たっては、道路交通法、道路運送車両法、道路法、公害防止に関する諸法等関係法令を遵守すること。
- 14 契約業者は民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き取った本件売却物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。
- 15 その他のことについては、京都市契約事務規則を遵守すること。

以 上

令和8年6月売却物品明細書

番号	品名	規格形状等	取得価格 (円)	保管場所	リサイクル料金 預託状況
S 2	消防車 (CD-I型消防車)	日野 京都 800 す4208	12,064,500	京都市消防活動総合センター	預託済
	消防車 (小型動力ポンプ付 軽積載車)	ダイハツ 京都 880 あ168	4,515,000	京都市消防活動総合センター	預託済
	消防車 (小型動力ポンプ付 軽積載車)	スバル 京都 80 あ1541	4,000,000	京都市消防活動総合センター	一部預託済
	消防車 (査察車)	トヨタ 京都 800 す7322	3,454,500	京都市消防活動総合センター	預託済
	消防車 (大型はしご車)	日野 京都 800 は971	118,492,500	京都市消防活動総合センター	預託済
	消防車 (屈折はしご車)	日野 京都 800 は966	58,275,000	京都市消防活動総合センター	預託済
	消防車 (電源照明車)	三菱 京都 800 す5843	29,379,000	京都市消防活動総合センター	預託済

※登録識別情報等通知書 自動車検査証返納証明書 有

保管場所

○京都市消防活動総合センター(京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4)
担当 (消防局総務部施設課 石田・菱野) TEL 075-212-6647

※現物の確認をする場合は、下見受付期間中に担当者に連絡すること。

S 2 不良箇所等の状況（参考）

車種	車両番号	状態
消防車 (CD-I型消防車)	日野 京都 800 す4208	バッテリー上がりのため始動不能
消防車 (小型動力ポンプ付軽積 載車)	ダイハツ 京都 880 あ168	バッテリー上がりのため始動不能
消防車 (小型動力ポンプ付軽積 載車)	スバル 京都 80 あ1541	バッテリー上がりのため始動不能
消防車 (査察車)	トヨタ 京都 800 す7322	バッテリー上がりのため始動不能
消防車 (大型はしご車)	日野 京都 800 は971	バッテリー上がりのため始動不能
消防車 (屈折はしご車)	日野 京都 800 は966	バッテリー上がりのため始動不能
消防車 (電源照明車)	三菱 京都 800 す5843	バッテリー上がりのため始動不能

* 上記以外にも不良箇所がある可能性がある。

番号 02847

登録識別情報等通知書

自動車登録番号		登録年月日	初度登録年月	車台番号			
京都 800-34208		令和 8年 3月 27日	平成 18年 3月	XZU378-1000300			
日野		[262]	PD-XZU378M	原動機の型式 N04C			
所有者の氏名又は名称		京都市					
所有者の住所		京都府京都市中京区上本能寺前町488 [26004 2573]					
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
普通	特種	自家用	消防車 [523]	8人	-kg	4560kg	5000kg
総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号	長さ	幅	高さ	前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重
4.00 kW 軽油				560cm	188cm	247cm	1950kg -kg -kg 2610kg
有効期間の満了する日	令和 8年 4月 19日						
備考 [京都]，一時抹消登録 令和7年度エネルギー消費効率（JH25モード燃費値）算定未了 使用車種規制（NOx・PM）適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 7,300km（令和6年3月19日） [旧走行距離計表示値] 6,800km（令和4年3月22日） 低PM認定車 平成13年騒音規制車，近接排気騒音規制値 98dB この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当 以下余白							

裏面もご覧ください。



令和 8年 3月 27日

京都運輸支局長

車両ID T9564PR1508590

- 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要なになります。)
- 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

COPY

COPY

番号 01557

自動車検査証返納証明書

令和 8年 3月 27日

軽自動車検査協会



車 両 番 号		交 付 年 月 日	初度検査年月	自動車の種別	用 途	自家用・事業用の別	車 体 の 形 状			
京都 880 あ 168		令和 8年 3月 27日	平成 17年 10月	軽自動車	特種	自家用	消防車 [523]			
車 台 番 号		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長 さ	幅	高 さ	
S330W-0000417		4人	-kg	1220kg	1440kg		339cm	147cm	199cm	
車 名 型 式		原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は定格出力	前 軸 重	後 軸 重	型式指定番号	類別区分番号		
ダイハツ [151] LE-S330W		EF	ガソリン	0.65l	530kg	690kg				
使用者	氏名又は名称	京都市消防局								
	住 所	京都府京都市中京区榎木町450-2							[26004 2559]	
所有者	氏名又は名称	京都市								
	住 所	京都府京都市中京区上本能寺前町488							[26004 2573]	
使用の本拠の位置		京都府京都市北区雲ヶ畑中畑町294							[26002 4017]	
有効期間の満了する日		備考 【京都】 返納 平成12年騒音規制車 近接排気騒音規制値97dB**								
令和 9年 10月 17日		【型式・類別】 12766-0004* 【走行距離計表示値】 5,700km (令和7年9月4日)* 【旧走行距離計表示値】 4,400km (令和5年9月21日)* この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当* 【後輪タイヤサイズ】 5.00-12-6PR**								

裏面もご覧ください。

OCR11-7611

K9660WY3061478



COPY

COPY

番号 01559

自動車検査証返納証明書

令和 8年 3月 27日

軽自動車検査協会



車 両 番 号		交 付 年 月 日	初度検査年月	自動車の種別	用 途	自家用・事業用の別	車 体 の 形 状			
京都 80 あ 1541		令和 8年 3月 27日	平成 11年 -月	軽自動車	特種	自家用	消防車 [523]			
車 台 番 号		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長 さ	幅	高 さ	
TT2-032538		4人	-kg	1160kg	1380kg		339cm	147cm	198cm	
車 名	型 式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は総排出力	前 軸 重	後 軸 重	型式指定番号	類別区分番号		
スバル [133]	GD-TT2	EN07	ガソリン	0.65L	480kg	680kg				
使用者	氏名又は名称	京都市消防局								
	住 所	京都府京都市中京区榎木町450-2							[26004 2559]	
所有者	氏名又は名称	京都市								
	住 所	京都府京都市中京区上本能寺前町488							[26004 2573]	
使用の本拠の位置		京都府京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4							[26007 2297]	
有効期間の満了する日		備考 【京都】 返納** 【走行距離計表示値】 8,600km (令和7年11月13日) * 【旧走行距離計表示値】 8,100km (令和5年12月4日) * この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当**								
令和 9年 12月 11日										

裏面もご覧ください。

OCR11-7612
K9672YJ5122362



番号 02842

登録識別情報等通知書

COPY

自動車登録番号		登録年月日	初度登録年月	車台番号			
京都 800-す 7322		令和 8年 3月 27日	平成 20年 3月	ACA33-5165910			
車名		型式		原動機の型式			
トヨタ		[194] DBA-ACA33W		2AZ			
所有者の氏名又は名称		京都市					
所有者の住所		京都府京都市中京区上本能寺前町488 [26004 2573]					
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
普通	特種	自家用	消防車	7人	-kg	1630kg	2015kg
総排気量又は定格出力	燃料の種別	型式指定番号	類別区分番号	長さ	幅	高さ	前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重
2.36 ^{kw}	ガソリン			465cm	181cm	188cm	930kg -kg -kg 700kg
有効期間の満了する日	令和 8年 2月 20日						
備考							
<p>[京都]，一時抹消登録 令和7年度エネルギー消費効率（JH25モード燃費値）算定未了 使用車種規制（NOx・PM）対象外特種自動車。 [走行距離計表示値] 189,900km（令和6年1月25日） [旧走行距離計表示値] 164,700km（令和4年1月27日） 平成11年騒音規制車 この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当 [型式・類別] 15806-0036 以下余白</p>							

裏面もご覧ください。

登録識別情報

令和 8年 3月 27日

京都運輸支局長

車両ID T9562FW1962535

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
（新規登録、輸出の届出等の際に必要なになります。）
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

番号 02839

登録識別情報等通知書

自動車登録番号		登録年月日	初度登録年月	車台番号			
京都 800 は 971		令和 8年 3月 27日	平成 21年 3月	FW1ATY-10018			
日野		[262]	BDG-FW1ATYA改	A09C			
所有者の氏名又は名称		京都市					
所有者の住所		京都府京都市中京区上本能寺前町488 [26004 2573]					
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
普通	特種	自家用	消防車 [523]	6人	-kg	20710kg	21040kg
総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号	長さ	幅	高さ	前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重
8.86	軽油			1092cm	250cm	357cm	3970kg 3830kg 6610kg 6300kg
有効期間の満了する日	令和 8年 11月 30日						
備考							
<p>[京都]、一時抹消登録 令和7年度エネルギー消費効率（JH25モード燃費値）算定未了 使用車種規制（NOx・PM）適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 18,200km（令和6年10月31日） [旧走行距離計表示値] 16,600km（令和4年11月7日） 平成13年騒音規制車、近接排気騒音規制値 99dB この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当 [改造内容] 自京都第1223号 平成21年3月11日 [0398] 動力伝達装置 以下余白</p>							

裏面もご覧ください。



令和 8年 3月 27日

京都運輸支局長

車両ID T9571VF5842134

- 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
（新規登録、輸出の届出等の際に必要なになります。）
- 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

番号 02679

登録識別情報等通知書

自動車登録番号		登録年月日	初度登録年月	車台番号			
京都 800 特 966		令和 8年 4月 13日	平成 21年 3月	FE8JGW-10156			
車名		型式		原動機の型式			
日野		[262]	BDG-FE8JGWA改	J08E			
所有者の氏名又は名称 京都市							
所有者の住所 京都府京都市中京区上本能寺前町488 [26004 2573]							
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
普通	特種	自家用	消防車 [523]	6人	-kg	11510kg	11840kg
総排気量又は定格出力		燃料の種別	型式指定番号 類別区分番号	長さ	幅	高さ	前後軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重
7.68 kW 軽油				732cm	230cm	353cm	3640kg -kg -kg 7870kg
有効期間の満了する日		令和 8年 6月 7日					
備考 [京都]、一時抹消登録 令和7年度エネルギー消費効率（JH25モード燃費値）算定未了 使用車種規制（NOx・PM）適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 13,100km（令和6年5月15日） [旧走行距離計表示値] 11,200km（令和4年6月8日） 平成13年騒音規制車、近接排気騒音規制値 99dB この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当 [改造内容] 自京都第1213号 平成21年2月27日 [039 8] 動力伝達装置 オパシメータ測定 以下余白							

裏面もご覧ください。



令和 8年 4月 13日

京都運輸支局長

車両ID T9566SM2593851

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要なになります。)
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

番号 02678

登録識別情報等通知書

自動車登録番号		登録年月日		初度登録年月		車台番号	
京都 800 す 5843		令和 8年 4月 13日		平成 19年 3月		FE83DC-520151	
車名		型式		原動機の型式			
三菱		[318] PA-FE83DC		4M50			
所有者の氏名又は名称		京都市					
所有者の住所		京都府京都市中京区上本能寺前町488 [26004.2573]					
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
普通	特種	自家用	消防車 [523]	3人	-kg	6290kg	6455kg
総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号	長さ	幅	高さ	前前軸重
4.89kg	軽油			570cm	210cm	313cm	2270kg
有効期間の満了する日	令和 8年 6月 14日						前後軸重
							後前軸重
							後後軸重
							4020kg
備考							
<p>[京都]，一時抹消登録 令和7年度エネルギー消費効率（JH25モード燃費値）算定未了 使用車種規制（NOx・PM）適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 5,900km（令和6年5月15日） [旧走行距離計表示値] 5,700km（令和4年5月18日） 低PM認定車 平成13年騒音規制車，近接排気騒音規制値 98dB この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当 以下余白</p>							

裏面もご覧ください。



令和 8年 4月 13日

京都運輸支局長

車両ID T9566NT4624715

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要なになります。)
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。